

大崎市(宮城県)

(2006年7月27日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月31日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：139,313人(高齢化率 ⁽²⁾ 20.6%)	面積 ⁽³⁾ ：796.76k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：53人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,263人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.45	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：88.7%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：53,769,353千円		
うち、地方税13,583,185千円、地方交付税16,084,400千円		
合併特例債発行予定額31,659百万円／同限度額52,700百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業11.5%、第二次産業33.0%、第三次産業55.6%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：2006年度予算計上人員。(6)(7)：新市建設計画(財政計画)の数値での試算。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧古川市	72,897人	16.7%	134.14k m ²	26人	506人	0.55	90.2%
旧松山町	7,072人	23.0%	30.10k m ²	16人	73人	0.27	77.7%
旧三本木町	8,411人	20.4%	44.63k m ²	16人	97人	0.55	82.4%
旧鹿島台町	14,058人	22.3%	54.05k m ²	18人	133人	0.31	91.2%
旧岩出山町	14,169人	28.1%	140.70k m ²	20人	161人	0.33	87.1%
旧鳴子町	9,289人	29.3%	327.55k m ²	16人	127人	0.35	88.3%
旧田尻町	13,417人	25.1%	65.59k m ²	20人	151人	0.33	86.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数(2005年12月1日現在)。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、③住民ニーズの広域化・高度化> 合併により適正な規模を有する行政能力に優れた自治体を構築し、地方分権へ対応するとともに、多様化する住民ニーズに応えながら充実した行財政運営を行うため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> 「住民が主人公」を基本に、ホームページ・広報紙等で情報提供を行うとともに、懇談会・説明会、意向調査等を実施し、住民の意向把握と合併に対する理解を重視した。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、③住民> <合併推進の具体的な活動> 旧古川市議会で廃置分合議案が否決され、旧古川市長が辞職、出直し選挙に立候補し再選。この間も構成市町における信頼と協調のもと、調整を図りながら大崎市誕生に至った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
2002年7月に大崎市の合併関係市町である旧1市6町、涌谷町、旧小牛田町及び旧南郷町が合併事務研究会を発足、さらに同年10月に旧高清水町及び旧瀬峰町が加入した。(その後、2003年2月に旧1市6町及び旧瀬峰町が任意協議会である「大崎地方合併推進協議会」を設置、同年3月に旧瀬峰町が脱退し、大崎市の合併関係市町の構成となり、2003年7月に法定合併協議会である「大崎地方合併協議会」を設置した。)	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
上記回答のとおり、涌谷町、旧小牛田町、旧南郷町、旧高清水町及び旧瀬峰町と合併に関する調査研究を行った。また、旧松山町・旧鹿島台町及び旧田尻町においては、涌谷町、旧小牛田町及び旧南郷町とともに別に合併研究会を発足し、合併に関する調査研究を行った。なお、現在、大崎市としての新たな合併協議は、行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合(複合的一部事務組合を含む)の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年7月、旧古川市長より大崎地方町村会の席上で大崎地方の合併研究会立ち上げについて提案があり、この提案に応じて、2002年7月に旧1市6町と涌谷町、旧小牛田町及び旧南郷町が、合併主管課長で構成する「大崎1市9町市町村合併事務研究会」を発足させた。	
(5) 任意の合併協議会(設置期間:2003年2月28日~2003年7月7日)	
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各2名、都道府県職員(宮城県古川地方県事務所長、宮城県総務部市町村課副参事 ※設置当時の職名) 計42名(うち委員40名、参与2名)
運営上の工夫	「住民が主人公のまちづくり」を基本に合併協議を行った。新市将来構想の策定にあたっては、住民意向調査の実施、住民代表によるワークショップの開催など、住民の意見・視点を尊重しながら、合併の必要性・効果を検証し、新市の将来像を描き出した。
(6) 法定協議会(設置期間:2003年7月1日~2006年3月30日)	
住民発議等	有(直接請求・住民発議)・ <input type="checkbox"/>
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各5名、都道府県職員(宮城県古川地方県事務所長、宮城県総務部市町村課副参事兼課長補佐 ※設置当時の職名) 計58名(うち会長1名、委員57名)
運営上の工夫	会議の議事は、委員が議論を尽くし、全会一致をもって進めることを原則とした。また、構成メンバーについて、任意協議会では各市町3名であった住民代表委員を5名とし、会場レイアウトも住民代表が意見を述べやすい席順を工夫し、より一層住民の意見が反映されるよう努めた。
(7) 基本5項目(①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)	
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>基本5項目のうち、合併の方式については、任意協議会での議論を踏まえ、第1回協議会で即承認された。合併の期日については、合併特例法の改正による適用期限を見据えながら協議を進めた。新市の名称及び新市の事務所の位置については、小委員会に付託し、専門的に調査・審議し、協議会で承認した。</p>	

<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>03年7月</td> <td>03年7月</td> <td>03年7月</td> <td>03年7月</td> <td>03年10月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>03年7月</td> <td>04年12月</td> <td>03年12月</td> <td>03年10月</td> <td>03年12月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	03年7月	03年7月	03年7月	03年7月	03年10月	合意:	03年7月	04年12月	03年12月	03年10月	03年12月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																	
協議開始:	03年7月	03年7月	03年7月	03年7月	03年10月																	
合意:	03年7月	04年12月	03年12月	03年10月	03年12月																	
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p>				<p>③名称</p>																		
<p>新市の名称を公募し、小委員会で名称候補6点を選定、協議会で協議のうえ投票、最終的に全会一致で「大崎市」を承認した。その後、旧古川市議会で廃置分合議案が否決され、旧古川市長が辞職、出直し選挙に立候補し再選。合併協議を再開するにあたり、旧古川市から新市の名称についての再協議の申し入れがなされたが、協議の結果、既に承認されている「大崎市」が最もふさわしいという多くの意見から、変更しないことで承認した。</p>																						
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p>				<p>新設・編入</p>																		
<p>地域の誇れる財産（個性）を礎に、新たな資源を開発し、それらの融合と連携をもとに、新市として時代を切り拓いていくためには、住民が対等の立場で一体となることが望ましいと判断した。</p>																						
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p>			<p>2006年3月31日合併</p>																			
<p>合併特例法の改正による適用期限を見据えながら、住民への周知期間、住民に及ぼす影響、電算システム統合、引越し等の合併準備事務に万全を期すための期間等を総合的に判断した。</p>																						
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p>				<p>公募有・無</p>																		
<p>決定手続：第1回協議会で、新市名称を公募すること、名称候補の選定を小委員会に付託することを決定。応募総数10,151件の中から、小委員会で名称候補6点を選定した。さらに協議会で投票及び協議し、「大崎市」を新市の名称として承認した。</p> <p>選定理由：大崎地方、大崎平野、大崎耕土という表現が定着しており、地理的な特徴が顕著であるとともに、慣れ親しんだ呼称でもあり、構成する1市6町を総称し、すべての人が共有できる。また歴史的、文化的な背景があり、知名度を考えても適当であり、大崎地方の中心となって発展していく新市の名称としてふさわしい。</p>																						
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p>			<p>既存施設・新規建設</p>																			
<p>国・県の機関が多く設置され、交通体系、人口バランス等からの中心地として既存6町の庁舎をカバーできる旧古川市の区域に新市の事務所を設けることが適当と判断し、新市の事務所の位置を旧古川市役所の位置とした。なお、当分の間、旧三本木町と旧岩出山町の庁舎に本庁機能の一部を分散させることとするとともに、旧1市6町に総合支所を設置した。庁舎については、合併後10年を目標に、旧古川市の区域に新庁舎の建設を図ることとした。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>旧1市6町の庁舎は総合支所にし、旧三本木町、旧岩出山町の庁舎は分庁舎とした。</p>																						
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正の財産は1つ、問題にはなったが、最終的に新市に引き継いだ。負の財産はなし。</p>																						
<p>(8) 新市建設計画</p>																						
<p>計画の期間：10ヶ年</p> <p>理由 新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備と適正配置及び財政計画を中心として構成しており、新市の基盤を形成するために、合併後の10年間を計画期間としたもの。</p>																						

<策定に当たっての工夫>

任意協議会において、将来構想立案のために基礎的調査、住民意向調査、住民ワークショップ、トップインタビュー、職員意見交換会などを行い、多方面からの意見をもとに新市将来構想を策定した。法定協議会では、この新市将来構想を土台とし、そこに掲げられた施策の大綱（まちづくりの7本の柱）の具現を図るものとして、新市建設計画を策定した。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

新市の主要事業及び財政計画の調整に難航した。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

新市の将来像実現に向けたまちづくりの基本的考え方を「地域資源や地域の力を磨き、つなぎ合わせることにより、『地方政府』にふさわしい自立したまち（自治体）を創る」と設定した。民主主義（デモクラシー）、住民自治の原点に立ち返り、市民の意向がまちづくりの隅々にいきわたり、市民がまちづくりへ積極的に参画することを目指し、主要施策の一つに「個性を磨く地域自治組織（大崎市流）の創造」を掲げている。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

計画策定にあたって、旧1市6町が策定していた「長期総合計画」及び「宮城県総合計画」等との整合性を図ることとし、これまで旧1市6町が行ってきた事業等については、原則として継続の方向で調整し、新規事業については、協議会や住民等から要望される事業の双方から、真に新市の発展に資する事業を検討し、年次計画に基づく着実な計画とすることとした。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	52,251	57,926	50,462	47,688
地方税	14,221(27.2)	14,471(25.0)	14,633(29.0)	14,539(30.5)
地方交付税	17,538(33.6)	17,573(30.3)	17,248(34.2)	17,336(36.4)
歳出合計	50,960	57,926	50,462	47,688
人件費	10,916(21.4)	10,403(18.0)	9,425(18.7)	7,987(16.7)
(参考:一般職員数)	(1,248人)	(1,203人)	(1,049人)	(810人)
公債費	7,326(14.4)	6,994(12.1)	8,309(16.5)	8,322(17.5)
普通建設事業費	5,737(11.3)	12,305(21.2)	7,788(15.4)	5,522(11.6)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

都市計画区域・用途地域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の総合計画や上位計画に基づき、区域の設定を検討することとしており、今後その作業に着手する予定。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（全36号（うち任意協議会4号，法定協議会32号）配布方法：全戸配布）
- ・住民説明会の開催（合併協議会として延べ7回開催、延べ835人参加）
- ※この他、旧1市6町ごとに住民説明会を開催
- ・HPの開設（2003年5月開設、新着情報があればその都度更新、アクセス数90,000回）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

- （名称）：合併に関する住民意向調査（任意協議会で実施）
- （時期）：2003年4月11日～19日
- （対象者）：旧1市6町の18歳以上の住民5,000人
- （方法）：アンケート方式（郵送）

(12) 都道府県からの支援	
財政支援：みやぎ新しいまち・未来づくり交付金（合併1件につき上限5億円） 合併関係市町村分 467,517千円、合併協議会・研究会 32,483千円 人的支援：合併協議会に県職員1名の派遣。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	26,885千円
委託内容	新市将来構想策定支援業務、新市建設計画策定支援業務、電算システム統合計画策定支援業務、地域医療・病院運営支援業務、新市の医療体制に係る専門小委員会支援業務、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務等。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 定数特例 (定数53人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	急激な議員減少を避ける、住民の不安を少しでも和らげるという点から定数特例を適用することとした。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2006年7月19日まで農委法第34条を適用)・無
その理由	合併から選挙により委員が決まるまでの間、農地法関係事務や諸証明事務について空白期間を生じさせないため。統合へ向けての準備期間を設けるため。
(3) 三役	
旧古川市	市長は新市の市長職務執行者、助役は退職、収入役は不在。
旧松山町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧三本木町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧鹿島台町	町長、助役、収入役は退職。
旧岩出山町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧鳴子町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧田尻町	町長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	建設計画における財政計画上の目標値としては、11年間で400人程度の削減を見込んでいるが、今後、定員適正化計画を策定し、事務事業に応じた適正な職員数に配慮しつつ、職員数削減の方向で取り組むこととしている。
給与の調整	<給料表の統一> 給料表を統一し、現給保障を基本とした。
役職の調整	合併前から部長職を配置していた旧古川市の役職をベースに、大崎市の事務事業に見合う役職の調整を行った。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧古川市	旧古川市の出張所9ヶ所は、引き続き出張所として設置している。
旧鳴子町	旧鳴子町の出張所2ヶ所は、引き続き出張所として設置している。
(7) 地域審議会等	
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

その理由	地域審議会の機能をあわせ持つ地域自治組織を設置することとしたため。大崎市流の地域自治組織として、まちづくり協議会を設置し、新市建設計画の変更等について市長の諮問に応じ調査審議し、意見を述べることとしている。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法(2004年4月10日現在の数値)		
個人市民税均等割	旧古川市 2,500円 旧松山町 2,000円 旧三本木町 2,000円 旧鹿島台町 2,000円 旧岩出山町 2,000円 旧鳴子町 2,000円 旧田尻町 2,000円	個人均等割は、地方税法第310条の規定による。
法人市民税法人税割	旧古川市 14.7% 旧松山町 12.3% 旧三本木町 12.3% 旧鹿島台町 12.3% 旧岩出山町 12.3% 旧鳴子町 12.3% 旧田尻町 12.3%	法人市民税の法人税割は、14.7%（制限税率）とする。ただし、旧松山町・旧三本木町・旧鹿島台町・旧岩出山町・旧鳴子町・旧田尻町に所在する法人事務所に係る税率は、合併日及び2006年度13.5%、2007年度13.9%とする。
固定資産税 国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けた建物	旧古川市 5ヶ年 0.7/100 旧松山町 該当なし 旧三本木町 該当なし 旧鹿島台町 該当なし 旧岩出山町 該当なし 旧鳴子町 10ヶ年 0.84/100 10ヶ年を経過した後5ヶ年 1.12/100 旧田尻町 該当なし	税率については、1市6町に相違がないため、現行のとおりとする。ただし、国際観光ホテル整備法第3条の規定により登録を受けた建物の税率については、旧鳴子町の例とする。
都市計画税	旧古川市 0.3% 旧松山町 該当なし 旧三本木町 0.3% 旧鹿島台町 0.2% 旧岩出山町 該当なし 旧鳴子町 該当なし 旧田尻町 該当なし	税率については、0.3%とする。ただし、2006年度から3年間は、現在設定されている税率を適用する不均一課税とする。また、合併前に用途指定のある区域で、現在課税されていない地域に係る税率は、3年間で調整を図る。
入湯税	旧古川市 該当なし 旧松山町 該当なし 旧三本木町 宿泊1人1日150円 休憩1人1日100円 旧鹿島台町 宿泊1人1日150円 日帰り1人1日100円 旧岩出山町 該当なし 旧鳴子町 宿泊1人1日150円 自炊及び休憩1人1日70円 旧田尻町 該当なし	入湯税については、旧鳴子町の例とする。

(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は2005・2006年度は3分区制とした 下水道は当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）				
上水道料金	上水道の水道料金及び料金体系については、新市の事業計画及び財政計画を策定し、鳴子町を除き2008年度に旧古川市を基本に検討する。ただし、鳴子町以外の5町については、2006年度及び2007年度に限り、三本木町を基本に統一、鳴子町については、統一に向けて段階的に調整を図る。			
下水道料金	公共下水道業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の下水道使用料については、現行のおり新市に引き継ぎ、2007年度に旧古川市の料金及び料金体系を基本に統一に向け検討する。なお、統一にあたっては、大口需要者に配慮した料金とする。			
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）				
例外措置	特になし。			
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：均一課税とし、医療費に見合う税率を定める）				
賦課徴収方法	旧古川市 税方式 旧松山町 税方式 旧三本木町 税方式 旧鹿島台町 税方式	旧岩出山町 税方式 旧鳴子町 税方式 旧田尻町 税方式	賦課方式は、税方式とする。	
所得割	旧古川市 9.0% 旧松山町 7.8% 旧三本木町 6.2% 旧鹿島台町 6.5%	旧岩出山町 6.2% 旧鳴子町 6.5% 旧田尻町 6.8%	均一課税とし、医療費に見合う税率を定める。→7.9%	
資産割	旧古川市 10.0% 旧松山町 25.0% 旧三本木町 45.0% 旧鹿島台町 27.0%	旧岩出山町 15.0% 旧鳴子町 30.0% 旧田尻町 23.0%	均一課税とし、医療費に見合う税率を定める。→7.9%	
均等割	旧古川市 30,000円 旧松山町 24,000円 旧三本木町 18,000円 旧鹿島台町 20,100円	旧岩出山町 18,000円 旧鳴子町 18,500円 旧田尻町 27,000円	均一課税とし、医療費に見合う税率を定める。→30,000円	
平等割	旧古川市 36,500円 旧松山町 25,000円 旧三本木町 24,000円 旧鹿島台町 25,200円	旧岩出山町 24,000円 旧鳴子町 20,000円 旧田尻町 30,000円	均一課税とし、医療費に見合う税率を定める。→30,000円	
(12) 介護保険事業（調整方針：現行のおりとし、2006年度から保険料を統一する）				
第1号被保険者の月額基準保険料	旧古川市 3,000円 旧松山町 2,530円 旧三本木町 2,700円 旧鹿島台町 2,500円	旧岩出山町 2,834円 旧鳴子町 3,180円 旧田尻町 2,740円	第3期介護保険事業計画を合併協議会において調整し、第1号被保険者の保険料基準月額を3,300円とすることとした。	
(13) 電算システムの取扱い				
整備方法	合併協議会において電算システム統合基本計画を策定し、システムごとに統合の必要性、時期、方法等の統合方針を決定し整備を進めた。			
(14) 町・字の名称・区域				
名称・区域の変更	有・無			

変更した場合、その内容と理由	原則として現行のとおりとし、字名の前に市町名（市・町を省く）を付けて表示することとしたが、原則によりがたい場合については、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら、それぞれの市町において合併時まで調整した。
----------------	---

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：21,739百万円/10年間 ※財政シミュレーションより抜粋	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2007年度策定予定)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2007年度策定予定)
(3) 合併による効果	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 合併直後でありその効果が現れるのはこれからであるが、大崎市誕生を新しいまちづくりのチャンスと捉え、地域全体を一体的に捉えた効果的なまちづくりを展開していく。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 合併直後でありその効果が現れるのはこれからであるが、合併を最大の行財政改革のチャンスと捉え、今後、行政改革大綱、集中改革プラン及び各種個別計画を策定し、積極的な行財政改革を推進していく。</p>	
<p><①住民の利便性の向上> 合併直後でありその効果が現れるのはこれからであるが、行政サービスの提供区域が広域化したことにより、近年の社会・経済の動きや市民ニーズの急速な変化に適切に対応しながら、質の高いサービスの提供を推進していく。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する> 合併前の住民意向調査において、人口の多い地区に重点的な投資が充てられ、周辺部との地域間格差が拡大するのではないかと不安が最も多くあげられた。これに対しては、新市建設計画を実現していく中で、合併による行財政基盤の強化を基に、各種の取り組みを通じた地域全体での魅力や活力を増大させることにより、全体での底上げを通じた格差のない一体的な発展を推進していくこととしている。</p>	
<p><⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する> 合併前の住民意向調査において、市域が広くなることによる行政サービスの低下に対して不安の声が高かったもの。これに対しては、合併により行財政の効率化を図り、そこで節約された財源や人材を必要とされるサービスへ重点的に振り向けていくことや、各種業務に専門的な職員を配置するなどして、質の高い、きめの細かいサービスの提供に努めていくこととしている。</p>	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 合併前の住民意向調査において、合併により市役所・町役場が集約されることにより、特に周辺部となる地域から市役所までの距離が遠くなることについて、不安が寄せられたもの。これに対しては、当分の間、旧市町単位に総合支所を設置し、市民に身近な窓口業務、市民の安心安全に関する業務、地域振興に関する業務や各種相談業務等を行っていくこととしている。</p>	
(5) 残された課題	
<p>新市の一体感の醸成。合併協議の調整方針として「新市において調整する」と決定した協定項目・事務事業についての具体的な検討と調整。</p>	